

# 渡航手続代行契約取引条件説明書

1.本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2.渡航手続代行契約

「渡航手続代行契約」（以下「契約」といいます。）とは、お客様の依頼により、当社が明示した渡航に必要な手続を代行する契約をいいます。

## 3.渡航手続代行契約を締結するお客様

当社と渡航手続代行契約を締結するお客様は、以下のとおりとします。

- (1) 当社と募集型企画旅行契約または受注型企画旅行契約を締結したお客様
- (2) 当社と手配旅行契約を締結したお客様
- (3) 当社が他の旅行業者を代理して募集型企画旅行契約を締結したお客様

## 4.お申し込みと契約の成立の時期

- (1) 契約を申し込もうとするお客様は、当社所定のお申し込み書に必要事項を記入してお申し込みください。
- (2) 契約は、原則として当社が契約の締結を承諾し、お申し込み書を受理した時に成立します。
- (3) 当社は本項(2)にかかわらず、お申し込み書の提出を受けることなく電話による契約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立します。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。
  - ① お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ② お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ③ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ④ その他当社の業務上の都合があるとき。

## 5.渡航手続代行料金のお支払い

当社は、渡航手続代行料金（渡航手続取扱料金および領事館等に支払う査証料金ならびに査証取得手続代行者に依頼する場合の実費費用の合計額）を以下の方法でお支払いいただきます。

- (1) JCBクレジットカードを利用してお支払いされる場合  
すでに契約を締結している「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」または「手配旅行」代金と同様の方法でお支払いいただきます。この場合、当該旅行サービスの開始日がJCBクレジットカードのご利用日となり、口座振替の方法でお支払いいただきます。この際、JCBクレジットカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。
- (2) 本項(1)以外（現金・JCBデビットカード・JCBプリペイドカード等）の方法でお支払いされる場合  
当該旅行サービスの開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前に、口座振替等の方法で渡航手続代行料金をお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用してお支払いされる場合は、口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日がJCBデビットカードのご利用日となります。また、JCBプリペイドカードを利用してお支払いされる場合は、チャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日がJCBプリペイドカードのご利用日となります。

## 6.契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は次の料金を申し受けます。
  - ① 日本の官公署、在日公館等にすでに支払った手数料、査証料、審査料および特定の手続代行者に支払った委託料と、当社がすでに行った業務に係る渡航手続代行料金
  - ② 変更のためにかかる、日本の官公署、在日公館等に既に支払った手数料、査証料、審査料および特定の手続代行者に支払う委託料と、当社がこれから行う業務に係る渡航手続代行料金

## 7.契約の解除

- (1) お客様の解除権  
お客様は、次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも契約の全部または一部を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。
  - ① 日本の官公署、在日公館等にすでに支払った手数料、査証料、審査料および特定の手続代行者に支払った委託料
  - ② 当社がすでに行った業務に係る渡航手続代行料金
- (2) 当社の解除権  
次の各項目のいずれかに該当する場合は当社は渡航手続代行契約を解除することがあります。
  - ① お客様と当社との旅行契約が解除されたとき。
  - ② お客様が所定の期日までに渡航手続書類を提出されないとき。
  - ③ 当社が、お客様が提出された渡航手続書類に不備があると認めたとき。
  - ④ お客様が第4項(4)①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - ⑤ お客様が第5項に規定する料金を期日までに支払われないとき。
  - ⑥ 当社の責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券、査証、再入国許可または各種証明書を取得できないか、その可能性が極めて大きいと当社が認めるとき。
- (3) 当社は本項(2)の事由により契約を解除したときは、日本の官公署、在日公館等にすでに支払った手数料、査証料、審査料および特定の手続代行者に支払った委託料と、当社がすでに行った業務に係る渡航手続代行料金を申し受けます。

## 8.当社の責任その他

- (1) 当社は渡航手続代行業務を行うにあたって知り得た情報を第三者に漏らすことはありません。
- (2) 当社は、故意または過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6ヶ月以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (3) 当社は渡航手続代行契約および査証代行申請により関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責によらず、関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社は責任を負いません。

## 9.個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、渡航手続代行業務申し込みの際に提出された査証(ビザ)申請代行サービスおよび出入国カード記入代行サービスご利用のための質問書に記載の個人情報について、お客様との連絡のためおよび所定の手続を代行するために利用させていただきます。また、その個人情報は、お申し込みいただいた手続きに必要な範囲内で当社の業務委託先である手配代行者に提供します。その他、当社は、①当社の営業案内②アンケートのお願い③特典サービスの提供④マーケティング活動・統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社の個人情報取扱管理についてご不明な点は、当社「お客様相談室」へお問い合わせ・ご相談ください。

## 10.準拠約款

本旅行条件説明書面に定めのない事項は当社の旅行業約款（渡航手続代行契約の部）に定めるところによります。

### 株式会社 JCBトラベル

観光庁長官登録旅行業第1822号  
(社)日本旅行業協会正会員

本 社 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 〒171-0033 総合旅行業務取扱管理者：鈴木 俊行  
大阪支店 大阪市中央区北浜東4-33 北浜 NEXU BUILD 〒540-0031 総合旅行業務取扱管理者：広瀬 直子